

ジェット機による低空飛行などを目撃したときは

☎ 鳥取県地域づくり推進部市町村課 ☎ 0857-26-7169
 ☎ 本庁舎危機管理課（31 番窓口） ☎ 0857-30-8034 ☎ 0857-20-3042
 ☎ 各総合支所地域振興課

本市域でジェット機による低空飛行などを目撃した場合は、鳥取県、鳥取市危機管理課または最寄りの総合支所地域振興課に情報をお寄せください。ご連絡の際、次の内容をお伺いします。

- ・目撃日時
- ・目撃場所
- ・飛行方向（西から東方向に飛んでいったなど）
- ・機数、機種
- ・おおよその飛行高度
- ・飛行音の程度
- ・被害の有無

市職員の給与などの状況をお知らせします

☎ 本庁舎職員課（62 番窓口） ☎ 0857-30-8117 ☎ 0857-20-3957

1. 給与費とその内訳（令和4年度普通会計当初予算額）

職員数	給与費	前年度比
1,212 人	給料 50 億 29 万円	1.1% 減
	職員手当 7 億 9,137 万円	
	期末勤勉手当 18 億 5,946 万円	
	計 76 億 5,112 万円	

※給与費には短時間勤務職員分を含んでいます

2. 平均給料月額・平均年齢（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	314,300 円	43 歳 3 カ月

3. 主な手当（令和4年度当初）

区分	内容	月額
扶養手当	①配偶者	6,500 円
	②子	10,000 円
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	5,000 円
	④配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円

区分	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6 月期	1.2 月分 0.95 月分	2.15 月分
12 月期	1.2 月分 0.95 月分	2.15 月分	

※期末・勤勉手当とは一般的に賞与（ボーナス）と呼ばれるものです

区分	自己都合	定年・勤奨
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

4. 特別職の給料など（令和4年度当初）

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000 円	
副市長	給料 850,000 円	▶ 6 月期
		▶ 12 月期
教育長	722,000 円	1.625 月分
議長	584,000 円	1.625 月分
副議長	報酬 513,000 円	計 3.25 月分
議員	475,000 円	

5. 給与費の推移（各年度普通会計当初予算額）

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
78 億円	78 億 7 千万円	78 億円	77 億 3 千万円	76 億 5 千万円

6. ラスパイレス指数の推移（各年度4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
97.5	97.1	97.4	97.0

7. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

中核市移行（平成30年4月1日）に伴い、職員数が増加していますが、今後も適正な職員数の維持に努めていきます。

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,294 人	1,295 人	1,296 人	1,300 人	1,300 人

※短時間勤務職員は含みません

今後も、令和4年3月に策定した「定員適正化計画」に基づき、専門職員の確保、業務執行体制や効率的な組織への見直しを進め、職員数および人件費の適正化に努めていきます。

介護保険に関する税金の控除

☎ 本庁舎長寿社会課（13 番窓口）
 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10 階

■介護保険料

社会保険料控除として、令和4年中に支払った介護保険料が所得から控除されます。

■利用料

医療費控除の対象となる介護費用のうち、日常生活費を除いたものが対象です。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29名以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の1/2

②介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院に入所の場合

介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

③在宅で介護サービスを利用した場合の利用料
 詳しくはサービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

■おむつ代に係る医療費控除

申告には医師の証明書が必要ですが、2年目以降の申告の場合で、医師の証明書に替えて要介護認定に係る主治医意見書の内容が要件に該当した場合のみ、市町村が発行する確認書で申告ができます。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

■要介護認定者の障害者控除

令和4年12月31日時点で、要介護1～5の認定を受けている市内に住所のある65歳以上の人は、一定の要件を満たす場合に、障害者控除の対象となる場合があります。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

避難行動要支援者支援制度

☎ 本庁舎地域福祉課（13 番窓口） ☎ 0857-30-8202 ☎ 0857-20-3906

避難行動要支援者支援制度とは、避難行動要支援者が避難を支援する人（支援者）や緊急連絡先などの情報を市に登録し、その情報を地域の支援組織や支援者に提供・共有しておくことで、災害時に情報伝達、避難行動、安否確認など、地域の支援を受けられるようにする制度です。

登録を希望する人、または既に登録済みで登録内容に変更がある人は、お住まいの自治会（自治会未加入の人は民生委員・児童委員）にご相談のうえ、地域福祉課に申請書を提出してください。

登録申請書は、地域福祉課、各総合支所市民福祉課、本市公式ウェブサイトから入手できます。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

市民農園新規利用者募集

☎ 本庁舎農政企画課（46 番窓口）
 ☎ 0857-30-8302 ☎ 0857-20-3947

■受付

- ▷本市公式ウェブサイト
2月1日（水）～3月1日（水）17:00
 - ▷本庁舎（6階第3会議室）
3月2日（木）9:30～16:30
- ※電話受付はしていません。ご了承ください。

地区名	面積 (m ²)	空き区画	年間利用料 (円)	駐車場	給水施設	トイレ休憩舎
里仁	33	17	1,600	×	×	×
滝山	33	2	1,600	○	×	×
柵原	66	13	3,200	○	×	×
吉岡	33	42	5,000	○	○	○
	66	6	10,000			

※申込み前に、現地の事前確認をお勧めします。本市公式ウェブサイトで、農園の場所確認ができます。

※掲載している空き区画数、年間利用料は最新の状況と異なる場合があります。

※応募多数の場合は3月10日（金）13:00～14:00に抽選会を行います（先着順ではありません）。

